

平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 温暖化対策課
 担当名: 計画制度・排出量取引担当
 内線: 3046 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業
B6	温暖化対策計画・排出量取引制度推進事業費			一般会計	総務費	環境費	環境保全推進費	事業活動地球温暖化対策費
事業期間	平成22年度～	根拠法令	埼玉県地球温暖化対策推進条例 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針			戦略項目	09 新エネルギー埼玉モデルの構築	
						分野施策	040201 環境に配慮した産業社会の構築	
<p>1 事業の概要</p> <p>産業・業務部門の温室効果ガス排出量は、県全体の排出量の半分を占めている。そこで、地球温暖化対策計画制度やエコアップ認証制度を導入することで、計画書の審査や指導を行い、着実な削減を進めている。</p> <p>また、目標設定型排出量取引制度は、貨幣価値を有するクレジットを取り扱っているため、制度の維持には確実な管理と専門的な指導体制が不可欠である。これらの制度を運営するため、本事業を実施する。</p> <p>申請件数が見込みを下回ったことによる減額</p> <p>(1) 委託料 3,517千円</p> <p>経費節減による事務費等の減額</p> <p>(2) 需用費等 2,263千円</p> <p>2 事業主体及び負担区分 (県10/10)</p> <p>3 地方財政措置の状況 普通交付税(包括算定経費) (区分) 企画費 (細目) 環境保全対策費 (細目) 環境保全対策費 (積算内容) 地域の実情に応じた環境保全対策</p> <p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×5.5人=52,250千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 条例施行費 30,045千円 地球温暖化対策計画書の審査(1,175事業所)、事業所立入調査(直営50件、委託50件)</p> <p>イ 目標設定型排出量取引制度 9,450千円 トップレベル事業所の認定(5事業所)、目標達成に向けた文書指導(600件) 東京都と連携した検証主任者講習会の開催(6回)</p> <p>ウ エコアップ認証制度 認証審査委員会の開催(4回)、計画書の審査(再掲) 578千円</p> <p>エ 省エネ普及啓発費 7,736千円 省エネナビゲーターによる省エネ診断(75件)、CO2削減シートの配布(2.5万枚)</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 目標設定型排出量取引制度 目標達成の確認や排出量取引は、整理期間(平成27年度)に集中することが予想される。そこで、対象事業所への説明や指導を段階的に強化する。 また平成24年度に引き続き、中小クレジット等の創出を支援する。これにより、クレジットを取得する事業者の選択肢を広げるとともに、積極的な削減対策を目指す事業所の対策を促進させることができる。</p> <p>イ その他については、事業を継続することで制度を安定化させ、なお一層の削減対策につなげていく。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>地球温暖化対策計画書の提出件数 平成23年度: 772事業者、1,149事業所 大規模事業所のCO2排出量 平成22年度: 710万トン (基準排出量比17.8%削減) エコアップ認証件数 平成24年8月現在: のべ95件</p> <p>(4) 補正要求の概要</p> <p>ア 条例施行費</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費節減による減 2,017千円(1 条例施行費: 共済費、賃金、旅費) 留保分減額 28千円(1 条例施行費: 旅費) <p>イ 目標設定型排出量取引制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初見込みを下回ったことによる減額 3,517千円(2 目標設定型排出量取引制度: 委託料) 留保分減額 218千円(2 目標設定型排出量取引制度: 需用費、役務費) 				
財 源 内 訳								
予算額		諸収入					一般財源	補正後の 予算額
決定額	5,780	6					5,774	47,809
現計額	53,589	2,607					50,982	